

# 茨城県報

号外第287号

昭和58年11月17日

木 曜 日

## 告 示

### 茨城県告示第1543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年11月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年11月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 一般国道349号

2 供用開始の区間

久慈郡里美村大字小菅字滝ノ前719番地から

久慈郡里美村大字大中字中村1941番地まで

3 供用開始の期日 昭和58年11月18日

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事継活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所